

〔3〕休講

授業担当教員のやむをえない事由あるいは暴風警報発令等により、授業を休講にすることがあります。

- ① 予め判明している休講は、事前にK-PORTで発表します。
- ② 休講の発表がない場合で、授業開始時刻から30分以上経過しても授業担当教員から教室に連絡がない場合は、履修支援センターに連絡し、指示を受けてください。
- ③ 暴風警報発令等による休講措置については、次のとおりです。

A
Attention

注意

暴風警報発令等による休講措置

①東海地震に関する注意情報もしくは予知情報（警戒宣言）が発表された時

休講

②未明から愛知県西部の尾張東部と尾張西部のいずれかの市町村に暴風警報が発令
 尾張東部の市町村：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
 尾張西部の市町村：一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

③未明から名古屋鉄道または名古屋市営交通が運転ストライキ実施中（集改札ストライキを除く）

午前7時の時点で解除されている

通常授業

午前7時の時点で解除されていない

第1限と第2限の授業を休講

午前11時の時点で解除されていない

全日休講

※事態の発生が、未明から第1限の授業開始までの場合を含む。

- 1) 第1限の授業開始以降に、②または③の事態が発生したときは、その状況を見て、学長が全学休講とするか否かを決定し、発表します。
 ※全学休講の場合は、その内容を大学ホームページで発表するとともに校内放送により通知します。
- 2) 愛知県西部の尾張東部と尾張西部の地域以外に在住する学生で、居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合は自宅等で自己防災してください。
 居住する地域・通学経路に発令された暴風警報が解除された時点で、授業が行われている場合は、安全等を確認し出校してください。出校できなかった場合は、履修支援センターで必要な手続きをすることにより欠席とはみなしません。

平成24年1月4日現在

- ④ その他、特別な事由により、学長判断で休講となる場合があります。